

平成24年7月に外国人登録法が廃止され、 入管法と住民基本台帳法が変わります！

平成24年7月9日からの住民基本台帳法の一部を改正する法律および、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正するなどの法律の施行により、外国人登録法が廃止されます。

<改正のポイント>

① 外国人の方にも「住民票」が作成されます

Foreign residents will be eligible to receive a Residence Record(juminhyo).

- ・今まで発行していた「登録原票記載事項証明書」はなくなります。
- ・日本人と同様に「住民票」が作成されます。
- ・混合世帯（日本人と外国人の両方がいる世帯）についても、世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できるようになります。

【住民票が作成される方】

- ・特別永住者の方
- ・中長期在留者の方（永住者、日本人の配偶者、定住者など、3カ月を超えて日本に適法に在留する方）
- ・出生による経過滞在者の方（出生から60日以内の方） など

② 新しい証明書（カード）が発行されます

A resident card will be issued.

新しい証明書（カード）に順次切り替えしていきます。一斉の切り替えではありません。「住民票」が作成される方については、今までの外国人登録証明書（カード）が一定期間「在留カード」もしくは「特別永住者証明書」とみなされます。みなされる期間は下記を参照してください。

	対象者	外国人登録証明書が各カードとみなされる有効期限	申請場所 交付場所
在留カード	適法に3カ月を超えて日本に在留する外国人の方	永住者の方（16歳以上）	地方入国管理局
		永住者の方（16歳未満）	
		それ以外の在留資格の方（16歳以上）	
		それ以外の在留資格の方（16歳未満）	
特別永住者証明書	特別永住者の方	16歳以上の方	市役所
		16歳未満の方	

※永住者の在留資格を持つ外国人の方は、上記の有効期限までに、入国管理局で「在留カード」の交付申請を忘れずに行ってください

※みなされる有効期限は、現在お持ちの外国人登録証明書に記載されている「次回確認（切替）申請期間」よりも短い場合がありますのでご注意ください

詳しくは、地方入国管理局（東京入国管理局宇都宮出張所） ☎028（600）7750へお問い合わせください。

A New Resident Registration System for Foreign Residents Will Begin July 2012 !!

(This will replace the Alien Registration System.)

③ お名前の表記や手続きの方法が変わります Notation of name and the method of the various procedures will change.

○中国・韓国などの国籍で漢字名の外国人の方は、文字が変更になる場合もあります。

- ・「外字」で登録されている方は、法務省が提示している正字対応表の文字に置き換えます。
- ・国外から入国した場合、在留カードには、原則、アルファベット表記されます。
(漢字併記を希望することも可能です)

○「転出」「転入」の手続き方法が変わります。

7月8日(日)まで	転入する市町村への手続きのみです。 転出する市町村での手続きはありません。
7月9日(月)から	それまで住んでいた市町村に転出届をし、転出証明書の交付を受けます。 その後、転入する市町村に「在留カード」または「特別永住者証明書」(世帯全員分が必要です)と転出証明書を持参し、転入届をします。

※ 転入や転居のお届けの際に、世帯主の方とご本人との続柄を証明できる文書(出生証明書や婚姻証明書、戸籍謄本、受理証明書など)が必要になる場合がありますので、ご注意ください

【住民票が作成されない外国人の方へ】

以下に該当する方は、「住民票」が作成されません。

- ・ 3カ月以下の在留期間が決定された方
- ・ 在留資格が「短期滞在」「外交」「公用」の方
- ・ 適法な在留ではない方(不法滞在、オーバーステイなど)

↓ 住民票が発行されない方は…

- ・ 「住民票の写し」などの、居住の証明書が発行されません。
- ・ 印鑑登録をすることができません。現在、印鑑登録をしている方は、登録が抹消されます。
- ・ 現在受けているサービスが受けられなくなる可能性があります。

※ 「住民票」の作成を希望する方は、入国管理局に3カ月を超える在留期間と在留資格の申請をされ、「在留カード」が交付されましたら、各総合窓口課で手続きが必要になります



If you do not know Japanese, please visit the following websites.

詳しくは次のホームページをご覧ください。

(For more information, please visit the following sites or contact by telephone)

●総務省ホームページ【MIC(Ministry of Internal Affairs and Communications)】

「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

●法務省ホームページ【Immigration Bureau of Japan】

「新しい在留管理制度がスタート！」 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

●総務省コールセンター(多言語電話相談窓口)のご案内

☎0570(066)630(ナビダイヤル)

☎03(6301)1337(IP電話、PHSからの通話の場合)

【受付時間】午前8時30分～午後5時30分(土・日・祝日、年末年始を除く)

■問合せ 佐野総合窓口課 ☎(20)3016・(20)3017